

青森県知事 三村申吾 殿

## 意 見 書

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄  
事案に関する早期解決について

田 子 町

田子町と岩手県二戸市にまたがる県境に大量の産業廃棄物が不法投棄された事案において、住民の不安の解消と安心して生活できる環境の回復のために、青森・岩手両県が行う原状回復等の対応策に関する田子町の住民総意の願いを集約した意見を、この度、別添のとおりとりまとめました。

- ついては、この田子町の集約した意見を十分ご勘案の上、国の支援、岩手県との連携のもとに、廃棄物等の全量撤去を基本方針とした原状回復等の対応策を早急に策定するとともに、その事業実施に当たっては町の提案について真摯にご検討され、これらの諸問題について早期に解決を図られるよう特段のご高配をお願い申し上げます。



平成15年8月5日

田子町長 中村 隆一 印

田子町議会議長  
澤口 勝 印

# 県境不法投棄に係る原状回復・環境再生の対応策に関する 田子町の集約した意見

平成15年7月30日

## 序

この「県境不法投棄に係る原状回復・環境再生の対応策に関する田子町の集約した意見」は、平成15年6月30日に田子町民の要望に基づき設置した町民の代表委員32名により構成された「県境産廃不法投棄事件の対応に係る田子町の意見を集約するための委員会」のこれまで5回に渡る審議により、青森・岩手両県の住民説明会及び両県で設置した青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会等の審議において明確な対応策が示されていないことによる住民の不安の解消及び本事件の早急な解決を図るために、かつ、今後両県が策定する原状回復・環境再生の対応策に対して田子町としての意見・提案・要望を反映させるために、田子町の住民総意の願いを集約したものとしてとりまとめたものである。

## 1 原状回復における基本方針(全量撤去)

県境不法投棄に係る原状回復については、安全な生活環境のもと住民が安心して暮らせる緑豊かな美しいまちを後世に引き継ぐとともに、農産物の風評被害防止のため、さらに行政の責任を果たすべく、不法投棄された現地は元の自然状態に戻されるのが当然であり、青森・岩手両県は全量撤去\*を原状回復の基本方針とすること。

- ここに田子町がいう全量撤去とは(定義)、次に掲げる①～③の廃棄物及び土壤(①～③)をあわせて以下「廃棄物等」という)の全量を撤去することである。
  - ① 現在両県の調査によれば推定約85万m<sup>3</sup>とされる不法に投棄された廃棄物
  - ② 不法に投棄された廃棄物によって汚染された土壤(以下「汚染土壤」という)
  - ③ ②の土壤以外で生活環境保全上の支障の可能性のある土壤(以下「有害土壤」という)
- \*1 ②の汚染土壤とは、土壤環境基準(環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定による基準)を超えるものとする。なお、原状回復の対策実施中に土壤環境基準が改定されたときは、より厳しい基準を遡って適用すること。
- \*2 ②の汚染土壤の判定に当たっての調査の方法(単位当たりの調査箇所数及び測定方法等)については、青森県が設置する「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」及び岩手県が設置した「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復協議会」(以下「原状回復協議会」という)での検討に委ねるが、今後田子町が設置予定の「県境不法投棄原状回復調査協議会(仮称)」(以下「住民協議会」という)の意見に基づき田子町民の理解の得られる方法によること。
- \*3 ③の有害土壤とは、分析調査による土壤環境基準を満たしていても、調査地点周辺の滞留水・地下水が地下水の環境基準を超えるものやその性状等から生活環境保全上の支障の可能性の

ある土壤であって、その判定は「住民協議会」の意見に基づき田子町に委ねられるべきこと。

- この基本方針は、不法投棄の現場が青森・岩手両県に跨っているとはいえ、現場は一つとの認識の元に、流域全体の住民の不安を解消するためにも青森・岩手両県が同一の方針とすべきこと。
- なお、不法に投棄された廃棄物のうち、今後の調査と技術的根拠に基づき、「原状回復協議会」及び「住民協議会」において、安全で安心な生活環境の確保及び風評被害の防止の観点等から支障が無いと判断されれば、元の自然状態と同様の無害な廃棄物については、撤去の対象から除外することにはやぶさかでない。

## 2 汚染拡散の緊急な防止対策

現場内の汚染水が降雨により周辺に流出することが、周辺住民と農業生産者等にとって第一に懸念し、不安となっていることから、一日も早く対策を緊急に講じること。

- 青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会の技術部会の報告書(以下「技術部会報告書」という)の提言(「現在地表に留まっている汚染水は仮設浄水プラント等で処理し、キャッピングにより雨水と汚染物質との接触を防ぐ必要がある。」)にあるように、水処理施設及び表面遮水を一日でも早く早急に実施すること。
- この対策の必要性は、最終の青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会(以下「合同検討委員会」という)でも、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(以下「特措法」という)に基づく実施計画による事業を待たず、現行制度によりできるところから早く着手する姿勢を示すべき、とも指摘されている。

## 3 汚染拡散の長期的な防止対策

技術部会報告書の提言にある浸出水処理施設及び汚染拡散防止壁の必要性を基本的に認める。ただし、汚染拡散防止壁の設置に当たっては、現場は一つとの認識の元に青森・岩手両県で十分連携を取った上で計画すること。  
また、施設の実施設計の段階では地域振興の観点から地場産の林産品等の利用を十分に考慮すること。

- 青森県が県境沿いに汚染拡散防止壁を設置すれば、地形上、岩手県側の地下水等が壁面に沿って田子町側に浸出おそれがあると考えられ、両県が一体となって計画すべき。

- 岩手県側高濃度汚染地区から表流水あるいは地下水が流出すれば、直接田子町に流れ込むことから、汚染拡散のおそれがないと技術的に証明されない限り、技術部会報告書で指摘（「高濃度汚染地区等の地下水調査や周辺湧水あるいは沢水等について綿密な調査を行い、専門家の指導も得ながら、汚染拡散防止壁の設置も含めて適切な汚染拡散防止措置を検討する必要がある。」）された汚染拡散防止壁等を岩手県は設置すべきこと。

#### 4 環境モニタリング

環境モニタリングについては、住民の安全・安心感の醸成のため、水質や土壤については環境基準項目以外の有害物質の調査、また水質や土壤以外では水生生物等の調査も視野にして実施すること。

- 技術部会報告書の提言（環境モニタリングにおいて「モニタリングの項目、回数、箇所数は、一定の段階でその都度検討し、見直しの必要性を検討すべきである。」）にあるように、モニタリングの項目等については、「住民協議会」において、安全で安心な生活環境の確保及び風評被害の防止の観点等から実施が必要と判断された事項等については、最大限尊重すること。

#### 5 農林水産物の風評被害対策等

農林水産物の風評被害の防止のための必要な予防対策及びこの地域が不法投棄事件により着せられた負のイメージを払拭する方策を適切に実施すること。

- 風評被害対策の絶対的な手段はないが、何よりも両県が基本方針として廃棄物等の全量撤去を実施すると明言することが一番の対策であり、原状回復のみならず人間の住める環境再生を目指すべきである。
- 基本姿勢として、両県が考慮され得る可能な限りの措置を講じる態勢で臨むこと及び情報公開の原則に則り適時適切な情報開示と安全・安心のPRを行うこと。
- 青森県が設置した県境不法投棄検証委員会の検証結果報告（以下「検証委員会報告」という）にもあるように、他の部局との連携強化が求められており、食の安全を担当する農林水産部局が責任を持ってこの風評被害対策の任に当たるべきこと。
- 田子町の特産品であるにんにく・有機米・野菜等についての安全性の証明に必要な有害

物質の分析調査は、今後とも田子町及び生産者の要望に基づき適時適切に実施すること。

- 検証委員会報告で一定の落ち度が指摘され、また青森県知事自ら行政責任について謝罪を表明している中で、今後風評による被害が発生した場合はその補償について真摯に対応すること。

## 6 特措法と原状回復・環境再生の実現の関係

両県の財政事情から特措法に基づく有利な補助事業により原状回復対策が実施されることは理解できるが、措置期間が限られるとともに国的基本方針に基づく事業のみが対象とされることから、必要な事業については県単独でも実施すること。

- 最終の合同検討委員会で、県が実施する計画と国の支援策が費用対効果等から必ずしも一致するとは限らないとの指摘があるが、一致しない事業については、地元住民の目線に立った県独自の方針に基づき実施すること。これは行政責任を果たすためにも必要なことと考える。
- 原状回復及び環境再生の実現が、事業実施中に不測の事態が生じることにより、計画期間内に達成されないおそれがあり、この場合においても、原状回復及び環境再生の実現まで県の事業を継続すること。

## 7 原状回復対策の実施状況を調査する田子町の組織

○ 現在青森・岩手両県では、それぞれ原状回復対策の実施に係る安全性の評価・検討及び管理、汚染レベルの評価等を行う原状回復協議会を設置することとしているが、田子町としても、今後、両県の原状回復対策が適正に行われているかの調査を行い、汚染レベルを監視しつつ、町民の判断・意見・要望・提案等がその過程において対策に反映させるための組織として「県境不法投棄原状回復調査協議会(仮称)」を設置する予定。

両県においては、この組織において判断された意見等について最大限尊重されたい。

## 8 青森県の行政責任及び今後の住民との対応・関係

青森県の行政責任については、「県境不法投棄検証委員会」が、県の一連の対応に「落ち度があった」と指摘し一定の行政責任を認定した中で、青森県知事が田子町民に謝罪

しお詫びを表明されたことは、素直に受けとめたい。

その謝罪が単に言葉に留まらず、謝罪の意を行政責任として果たすためには、原状回復の基本方針を住民の意向を反映した全量撤去とすべきこと。

これにより、住民の不安・行政に対する不信が解消され、今後の対策が円滑に実施されると確信する。

- これまで青森県は、当該事件に係る説明会等において、一貫して意見を聞くだけと言う態度に終始し、意見を聞くことはあっても、その意見や要望等について明快な回答を避け、また、県が実施する計画の意志決定を保留し続けてきている。このことが住民にとって県行政に対する不信・不満の原因となっていることを十分に認識して頂きたい。
- 住民の意見や要望は、決して無理難題を青森県に押し付け要求するものではなく、広く県民の理解を得られるものと考えており、知事が住民の目線に立って取り組むと表明されたことを重視したい。

## 9 青森県への提案

原状回復の基本方針は全量撤去であるべきことは言うまでもないが、全量撤去を行うためには様々な問題点があると考えている。すなわち、全量撤去する廃棄物等の搬出車両の往来に起因する問題、風評被害の長期化の問題及び確実なる撤去された廃棄物等の処分の問題等についてである。

また、田子町の抱えた負の遺産を解消し、住民が安心しつつ自信を持ってこの問題を解決するためには、原状回復にとどまらず環境再生の視点を確立させる必要があり、単に廃棄物等の全量撤去で問題がすべてかたづくとは考えられない。

このような中で、住民の不安、田子に着せられた負のイメージ、風評被害等について、田子町はまさに被害者の立場に置かれており、それに対するつぐないと将来展望を求める声が出るのは自然のことである。

このため、これらの諸問題を解決するとともに全量撤去による原状回復を図る手段として、青森県自ら、現地またはその周辺に、技術的検討のもとに最も優れるとされる廃棄物等の処理施設を建設したうえで、全量撤去した廃棄物等を住民が安心・安全な水準まで処理・処分することを提案するものである。

この現地においての県による安全かつ確実な廃棄物等の処理は、公的管理による住民の安心感の醸成、次なる環境再生への道筋の一助となるとともに、技術の粋を集めた処理施設の整備と運営が、経済活動を含めた地域振興の先導的役割を果たすことが期待でき、かつ、行政責任が果たされ、被害者たる住民との対立構造の解消に資することができると確信する。

よって、青森県においては、この田子町及び住民の提案を真摯に受け止めその実現に

向けて早急に検討願いたい。

なお、この提案の実現に向かっては、田子町・住民一同が青森県と協働する精神を持って協力を惜しまないことを表明したい。

- 現段階で考慮される全量撤去を行うときに生じる主な問題点は次に掲げるとおりである。
  - ① 撤去のための搬出に伴う大型車両が今後10年間に亘り田子町内外を往来するため、騒音・振動や交通事故等の問題が懸念され、少子高齢化の進む中で子供と高齢者がその犠牲になる可能性が高いこと。
  - ② 道路の整備水準が低い中で、農業を主産業とする田子町内において農繁期における農作業車両の通行が撤去搬出車両により支障をきたすこと。
  - ③ 交通事故等による不測の事態で撤去搬出車両の運行そのものに支障が生じることが予想されること。また、冬期間には大型車両の通行が非常に危険なこと。
  - ④ 大型車両の往来に伴う環境面への問題とともに、撤去搬出車両が町外において今後10年間に亘り往来することは、いつまでも不法投棄問題が解決していないことによる田子町のイメージダウンと農産物等の風評被害が懸念されること。
  - ⑤ 撤去搬出された廃棄物等の適正な処分が受け入れ先等の不測の事態により支障をきたせば、今後10年間での原状回復の実現が困難になることが予想されること。
- 基本方針の全量撤去を円滑にかつ確実に実現するためには、青森県自らが、現地またはその周辺に処理施設を建設したうえで、全量撤去する廃棄物等を住民が安心・安全な水準まで処理・処分することが、最良の手段でありまた田子町の住民総意の願いでもある。すなわち、不法投棄された現地を元の自然状態に戻すのが基本原則であるが、基本原則と同等の評価を受ける対策も考慮して然るべきである。
- 技術部会報告書の提言(汚染拡散防止対策における長期的対策において「汚染拡散防止壁の意義は、周辺への汚染拡散防止対策と、今後の幅を持たせた対策検討の時間的余裕の確保が可能となることである。」)にあるように、この時間的余裕の間に、技術的な検討を行うとともに、廃棄物処理施設建設等を巡る整理すべき点についての住民の合意を得ることができると考える。なお、整理すべき点については、青森県が検討の上その詳細を早急に示して頂きたい。

## 10 結び

両県においては、この田子町の現状と住民の意見・声を真摯に受け止め、住民が一日でも早く安心して過ごせる県土、地域の原状回復及び環境再生を図ることを要望する。特に青森県においては知事が住民との対話集会で発言されたように、住民の視点に立ったうえで、田子全町民の願いを真摯に受け止め対処頂きたい。